

北部土塁樹木伐採剪定業務委託仕様書

1 業務名

北部土塁樹木伐採剪定業務

2 業務場所

姫路市本町68番地内（位置図のとおり）

3 入札実施場所

姫路市国際交流センター セミナー室 B

4 業務期間

令和7年10月20日から令和8年3月31日まで

なお、契約締結後、速やかに姫路城総合管理室職員と協議を行い、工程表を提出すること（地元協議が必要であるため）。

5 業務内容

(1) 位置図に示した範囲内で次に掲げる樹木等の伐採を行う。また、作業の支障となる雑草低木類も刈り取ってよい。ただし、抜根は行わない。

- ① タケ
- ② シュロ
- ③ フジ、キヅタ等のツル性植物
- ④ スギ等針葉樹
- ⑤ 樹木一覧表で伐採対象としている中高木9本
- ⑥ 全枯れ又は半枯れとなっている樹木
- ⑦ 土塁から水平方向に伸びる低木

(2) 作業箇所図面に示す範囲内の中高木の剪定を行う。剪定の際には次に掲げる内容に留意されたい。

- ① 土塁樹木の林冠高さを5m程度押さえ、スカイラインを揃える。
- ② 濠側に出ている樹木については土塁内に可能な限り押し込む。
- ③ 作業例として予定箇所西方の土塁の南北方向を令和5年度に作業しているので参考とされたい。

(3) 第7項及び第8項に規定する作業条件を遵守しながら行うこと。

6 参考資料

今回伐採作業を行う箇所について、令和3年6月29日から同年7月9日にかけて樹木調査を実施し、その結果を添付している。添付している内容は次に掲げるとおりである。

(1) 北部土塁_C_中高木_4、北部土塁_C_中高木_5、

→ 林冠を構成する中高木及び樹高3mを越えるシュロの分布図。地図上の番号は第3号の樹木一覧表に記載のものと一致する。

(2) 北部土塁_C_ササ・タケ_4、北部土塁_C_ササ・タケ_5

→ ササ及びタケの分布図

(3) 樹木一覧表

→ 第1号の位置図に示された樹木の樹種及びサイズ生育状況

7 既存の造作物及び低木植え込みの取扱いについて

(1) 造作物図面に示したブロック塀及び土のうは撤去してもよい。ただし、業務期間内に原状復旧すること。

(2) 植え込みについても撤去してもよい。ただし、撤去した箇所には同じ種類の樹木を業務期間内に再度植えつけること。

8 その他作業条件

(1) 民家及び公園内施設に枝等の飛散がないように注意すること。

(2) 人、建造物等に被害が及ばないように、安全対策を図ること。

(3) 建造物等を損傷した場合は、自らの責任において修理又は補修を行うこと。

(4) 事故等が発生した場合は、直ちに姫路市に対して報告し、自らの責任において解決を図ること。

(5) 伐採し、又は剪定した樹木の処理は、業務期間内に搬出し、処分すること。また、現地での焼却等の処分は行わないこと。

(6) 業務の一部を他の業者に実施させる場合は姫路市の承諾を得ること。

(7) 特別史跡地内での作業でもあるため、土地の形状等に変更を生じることが無いように十分注意すること。

(8) 土塁を保護することを目的とする作業であるため、土塁を破損することのないように注意すること。

(9) 作業に当たっては、姫路城総合管理室職員の指示に従い、疑義を生じたときは協議すること。